

1. 政策名

会計基準の整備・改善

2. 政策の目標

(目標)

企業の経営の多角化、金融・証券市場のグローバル化、情報技術の進展等に適切に対応し、自己責任原則の下で、投資者に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点等も踏まえ、会計基準及び監査基準の整備・改善を図る。

(業績指標)

会計基準及び監査基準の整備状況

(説明)

金融技術等の発達に伴い、一層高度かつ複雑な経済取引の拡大が急速に進展しているほか、情報技術等の急速な発展により、大量の資金がより利便性の高い市場を求めて瞬時に国境を超えて移動するようになり、かつ国外の企業活動・市場・経済の動向と自国における経済活動がより密接に関連するようになっていきます。

このような状況を踏まえ、我が国会計基準は、企業会計審議会においてここ数年精力的に改訂がなされ、諸外国に比べても遜色のないものとなってきていますが、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に的確に対応しつつ着実な基準整備を行っていくことが一層求められています。

また、平成13年1月に国際会計基準委員会（IASB）が組織改革を行い、国際会計基準審議会を発足させ、同年4月からは新体制下における理事会が開催され、活動の本格化とともに議論も活発化し、そのような動向に的確に対応する必要性が生じています。

さらに、国際会計基準審議会の発足に呼応して、同年7月に（財）財務会計基準機構が設立され、同財団内に企業会計基準委員会が発足しました。同委員会ではテーマごとに各専門委員会を設置し、会計基準の開発・審議等を行うと共に、国際対応専門委員会を設置し、国際会計基準審議会等における国際的な会計基準の議論に対しても、意見を発信するため必要な論議が行われているところです。

こうした環境の変化の中で、投資家に対する適切な情報開示に資するため、国際的な調和の観点も踏まえた我が国会計基準の整備・改善を図ることが一層重要となっています。

3．現状分析及び外部要因

企業会計審議会においては、これまでに、退職給付会計、税効果会計、金融商品に係る会計基準等数多くの会計基準等の整備を行っており、第一部会において「企業結合会計」、第二部会において「監査基準等の一層の充実」、固定資産部会において「固定資産の会計処理」、企画調整部会において新たな課題の把握、対処方針の検討等の審議が行われてきたところです。

一方、上述のとおり国際的には、国際会計基準委員会（IASB）の組織改革が行われ、平成13年4月から新体制下における理事会が開催されており、活動の本格化とともに議論も活発化しています。

また、平成13年7月に財団法人財務会計基準機構が設立され、同財団内に企業会計基準委員会が発足しました。同委員会では、独立した機関として企業会計基準の調査研究・開発等を実施する論議が行われているところです。

4．事務運営についての報告及び評価

（1）事務運営についての報告

平成13事務年度においては、次のような取組を行うこととしました。

企業会計審議会における審議

企業会計審議会における会計基準及び監査基準の検討及び設定並びに議事録及び意見書等のインターネット上での公表

国際会計基準への対応

国際会計基準審議会（IASB）の議論の動向等の調査分析、これに対する迅速・的確な対応

（財）財務会計基準機構との連携

（財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会における会計基準の整備・改善に係る検討過程にオブザーバーとして参加し、財団から公表された会計基準の証券取引法における取扱を公表

当該政策目標に係る実施状況は以下のとおりです。

企業会計審議会における審議状況

イ．第一部会

国際的動向も踏まえ、プーリング法とパーチェス法¹を使い分ける考え方とパーチェス法に一元化する考え方について議論を行い、それぞれの問題点を整理して13年7月に論点整理という形で公表しました。

ロ．第二部会

不正発見の姿勢の強化、継続企業の前提（ゴーイング・コンサーン）に関する注記の導入、リスクアプローチへの徹底等国際的な動向も踏まえた議論を行い、監査基準の改訂に関する意見書（平成15年3月期の財務諸表の決算監査から実施を予定）を公表しました。

ハ．固定資産部会

投資者に的確な情報を提供するとともに、会計基準の国際的調和を図る等の観点から、固定資産の減損について適切な会計処理の導入の議論を行い、固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する公開草案を公表しました。

（14年8月に意見書（平成17年度から完全実施を予定）を公表しました。）

なお、意見書等並びに会議の議事録については、金融庁のホームページに掲載しています。（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html）

平成13事務年度の企業会計審議会の開催状況

第一部会

第7回（平成13年4月6日開催）～第20回（平成14年6月7日開催）合計14回

第二部会

第16回（平成13年4月6日開催）～第30回（平成14年6月7日開催）合計15回

固定資産部会

第7回（平成13年4月6日開催）～第25回（平成14年6月7日開催）合計19回

企画調整部会

第5回（平成13年7月27日開催）～第7回（平成14年2月22日開催）合計3回

総会

平成14年1月25日開催

企業会計基準委員会を通じた国際会計基準への対応

イ．企業会計基準委員会を通じて国際会計基準審議会の諸会議の傍聴を行うと共に（13年9月以降）

ロ．国際会計基準審議会会議の前週に開催される国際対応専門委員会に出席して（13年10月以降）

¹「プーリング法とパーチェス法」とは、共に企業結合の会計処理方法の考え方で、プーリング法は、被結合会社の資産、負債及び資本を帳簿価額のまま受け入れる考え方です。一方パーチェス法とは、被結合会社の資産と負債を公正価値で評価し、資本との差額をのれんとして計上する考え方です。

国際会計基準審議会の議論の動向等を調査分析し、対応すべき事項の検討に役立てました。

平成 13 事務年度の国際会計基準審議会の開催状況

毎月開催（8月を除く。）

平成 13 事務年度の企業会計基準委員会の開催状況

第 1 回（平成 13 年 8 月 7 日開催）～第 15 回（平成 14 年 6 月 7 日開催）合計 15 回
（一株当たり利益専門委員会、実務対応専門委員会等の各専門委員会を随時開催）

（財）財務会計基準機構が公表した会計基準の承認

（財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表された、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」を証券取引法における一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として取扱うこととしました。

（2）評価

平成 13 事務年度は、企業会計審議会において企業結合会計に関する論点整理、監査基準の改訂に関する意見書（平成 15 年 3 月期の財務諸表の決算監査から実施を予定）及び固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書（平成 17 年度から完全実施を予定）を公表しました。14 事務年度は、引き続き、企業結合会計に係る公開草案、中間監査基準の改訂に関する意見書の公表に向け会計基準及び監査基準の整備を行っているところです。

このため現時点では成果の発現は予定されていませんが、今後、速やかに成果が発現されるよう、財務諸表規則の整備等に取り組んでいく必要があります。

5. 今後の課題

（1）企業会計審議会における審議としまして

第一部会

企業結合会計について平成 13 年 7 月の論点整理、その後のパブリック・コメントを踏まえ具体的審議を行い、企業結合会計に係る整備を図りたいと考えます。

第二部会

中間監査基準²について審議を行い、中間監査基準に係る整備を図りたいと考えます。

（2）国際対応専門委員会への出席等により国際会計基準審議会の議論の動向等の把握、

² 中間監査基準とは、証券取引法に基づく中間決算に対する監査制度を前提とした監査の規範を定めた基準です。

調査分析は、着実にやってきたところですが、今後とも、これに対して迅速・的確に対応していく必要があります。

(3)(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会及び同委員会の専門委員会として設置されている一株当たり利益(EPS)専門委員会等の各専門委員会へオブザーバーとして出席し、会計基準の整備を図りたいと考えます。

(4)企業会計審議会及び(財)財務会計基準機構において会計基準の整備・改善を行う際には、我が国に相応しい会計制度はどうあるべきであるかを踏まえ、経済取引・企業活動の高度化、複雑化、国際化等の急速な変化に対応していきたいと考えます。

6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、現時点では成果の発現は予定されていませんが、平成13事務年度には、企業結合会計に関する論点整理、監査基準の改訂に関する意見書等を公表するなど、会計基準及び監査基準の整備を行っているところです。これらについては、平成14事務年度以降に実施に移されることから、今後速やかに成果が発現されるよう、引き続きこれまでの取組みを進めてまいります。

7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8. 注記(政策効果把握方法又は評価に使用した資料等)

〔使用資料等〕

- ・ 平成13事務年度の企業会計審議会の開催状況
- ・ 平成13事務年度の国際会計基準審議会の開催状況
- ・ 平成13事務年度の企業会計基準委員会の開催状況

9. 担当部局

総務企画局市場課企業開示参事官室